

平成19年 彦根市消防本部管内の火災・救助・救急事故の発生状況

彦根市消防本部では、管内（彦根市・犬上郡）で発生した火災・救助・救急事故の状況を統計にまとめ、公表しています。

火災概要

平成19年中に発生した火災は、前年と同件数の59件です（表1）。火災の内訳については、「建物火災」が36件と最も多く、全火災の61%を占めています。次いで「その他火災」13件、

	平成17年中	平成18年中	平成19年中
出火件数	65	59	59
建物火災	49	29	36
林野火災	0	0	0
車両火災	7	14	10
その他火災	9	16	13
原因			
第1位	こんろ	放火の疑い	たばこ
第2位	放火	たばこ	放火
第3位	たばこ	放火	こんろ
死者	1	3	2
負傷者	16	3	14

「車両火災」10件となっており、火災の原因については、第1位が「たばこ」の10件、第2位が「放火」8件、以下「こんろ」7件、「放火の疑い」「たき火」各5件となっております。「放火」と「放火の疑い」の件数を合わせると13件で、彦根市でも毎年、火災原因の上位にあがっています。放火による火災を防ぐ方法として、「住宅の周辺に可燃物

を置かない」「ごみは定められた日の朝に出す」など、放火されない環境づくりを地域が一体となって取り組むことが大切です。

また、昨年は、「たばこ」が原因による火災が、第1位となっております。寝たばこやたばこのポイ捨ては、絶対にしない、灰皿に吸殻をためない、吸殻は水でぬらして捨てるなどに心がけてください。

出場件数	4,785
火災	2
水難	0
交通事故	753
労働災害	55
運動競技	36
一般負傷	587
加害	30
自損行為	54
急病	3,069
その他	198
搬送件数	4,471
救助人員	4,643

出場件数	33
交通事故	25
水難事故	0
機械事故	1
建物事故	0
その他事故	7
活動件数	17
救助人員	21

住宅用火災警報器の設置

消防法令が改正され、彦根市では、既存の住宅については、平成23年5月31日までに、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。全国では、住宅火災による死亡原因の約6割が逃げ遅れであり、火災の発生を音や音声で早期に知らせくれる住宅用火災警報器は、大変有効です。

また、消防署や市が、直接住宅用火災警報器などを訪問販売することは、決まありません。悪質な訪問販売などにはじゅうぶんに注意し、おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

救助・救急概要

救助出場件数は、33件で、昨年より3件減少しています。内訳は、「交通事故」25件、次いで「その他事故」7件となっております（表2）。交通事故による救助出場件数は、過去5年をみても、全救助出場件数のほぼ8割を占めています。ドライバーは、安全運転に心がけてください。

一方、救急出場は4,785件ありました（表3）。これは、前年に比べると36件増加しており、1日平均約13件、約2時間に1回救急車が出場したことになります。また、救急車で搬送



された人は、4,643人で、前年に比べ80人増加しており、年々救急需要が多くなっています。事故種別ごとの出場を見てみると「急病」が3,069件と全体の約64%を占めており、分類にあつては循環器系、消化器系、呼吸器系の順になっています。次いで、「交通事故」「一般負傷」の順になっています。救急車が到着するまでには、全国平均で約6分間かかります。救急車が到着するまでに何も手当てをしなければ、助かる命も助けられないこととなります。そのためには、その場に居合わせた人による手当てが必要です。彦根市消防本部では、一人でも多くの人に応急手当を実施してもらえよう、応急手当の講習を行っています。会社・自治会・サークルなど、どんなグループでも開催しますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先 消防本部予防課 ☎21-0332番、FAX 22-9427番

中国産冷凍食品による健康被害などの相談窓口について

彦根保健所

新聞やテレビで報道されているように、全国各地で、中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害が発生しています。その後、ギョウザ以外の食品からも農薬が検出されています。

彦根保健所では、健康被害、商品などについての相談窓口を開設しています。また、該当する食品の情報は、滋賀県ホームページ、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

相談窓口

○ 湖東地域振興局地域健康福祉部（彦根保健所）
 受付時間 月～金曜日（祝日は除く）の午前8時30分～午後5時15分
 問い合わせ先 湖東地域振興局地域健康福祉部（和田町）☎21-0204番、FAX 26-7540番、滋賀県ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/e/shokukinkyu.html> 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

3月29日（土）と4月6日（日）は窓口業務を行います

市市民課・保険年金課

市市民課と市保険年金課では、毎週木曜日に午後7時までの時間を延長し、業務を行います。

3月と4月は、このほかに、3月29日（土）と4月6日（日）も窓口業務を行います。

業務時間 午前8時30分～午後5時15分
 ※午後1時から、ポルトガル語の通訳が待機しています。
開設窓口 市市民課窓口（市役所1階②番窓口）、保険年金課窓口（市役所1階④番窓口）
 ※一部受付のみで受理できない業務、取扱できない業務もありますので、ご了承ください。（詳しくは、「広報ひこね」2月1日号をご覧ください。）

※当日は、庁舎正面出入り口をご利用ください。
問い合わせ先 市市民課 ☎30-6111番、市保険年金課 ☎30-6112番、FAX 22-1300番

尿収集についてのお願

困生活環境課・彦根市事業公社

収集の申し込み
 ▼ 転入・転居や仮設トイレの設

置などにより、新たに、し尿収集を希望される場合は、困生活環境課、または支所・出張所の窓口での申込手続きが必要です。早めに手続きをしてください。（電話での受付はできません）

※臨時収集は、毎週火・金曜日を実施しています。収集希望日の1週間前までにお申し込みください。
収集の中止・変更
 ▼ 転居・転出や下水道への接続などにより、し尿収集が不要になる場合は、必ず困生活環境課まで連絡してください。

▽ 簡易水洗トイレなどに改修された場合、収集料金の算出方法が変わる場合があります。必ず困生活環境課まで連絡してください。
 ▼ 便槽に雨などの水が入り込む場合、収集料金の算出方法を変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

▽ 定額制のご家庭で、入院や別棟で生活しているなど、住民基本台帳の登録はあっても居住実態がない人がいる場合、申請により料金を減額できる制度があります。詳しくは、困生活環境課までお問い合わせください。

農家調査にご協力ください

市農業委員会事務局

今年も、4月1日現在における農家および、農地の利用状況についての調査を行います。農家調査は、農地法の許可申請などの審査や、各種証明業務、農業行政関係の1年間の基礎資料とするために実施する調査です。

農地を所有、または耕作している人は、配付される調査票に

国民年金の届出が必要です

滋賀社会保険事務局

国民年金は、日本国内に住む20歳以上、60歳未満のすべての人が加入する制度です。次のいずれかに該当する場合は、国民年金課か社会保険事務所への届出が必要です。
 ▼ 20歳になった人（会社員、公務員は除く）
 ▼ 勤務先を退職した人（被扶養配偶者がいる人は、配偶者の届出も必要です）

▼ 収入の増加や、離婚などにより、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった人
 ※ 第2号被保険者 厚生年金保険・共済年金に加入している人で、原則65歳未満の人
 届出を忘れて、保険料を納めていないと、将来受給する年金の額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがあるので、ご注意ください。

問い合わせ先 彦根社会保険事務所 ☎23-1114番、FAX 23-9038番